

多摩市告示第**四百八十六**号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の市道路線の区域を変更する。その関係図面は令和七年十二月十日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十日

多摩市長 阿部 裕行

一 区域変更路線

整理番号	路線名	区域変更区間		区域変更区間に関する		備考
一	三―一四号線	連光寺一丁目二一―一地先	連光寺一丁目二六―一地先	幅員（m）	延長（m）	
		旧	新			
		四・〇〇	五・九二		一四〇・三八	一部の区域変更
二	三―二四号線	連光寺一丁目二四―一五地先	連光寺一丁目二三―七地先	旧	新	
		旧	新			
					三・六八	一部の区域変更
三	三―二五号線	連光寺一丁目二三―六地先	連光寺一丁目二一―三地先	旧	新	
		旧	新			
					三・二三	一部の区域変更

二 区域変更期日 令和七年十二月十日